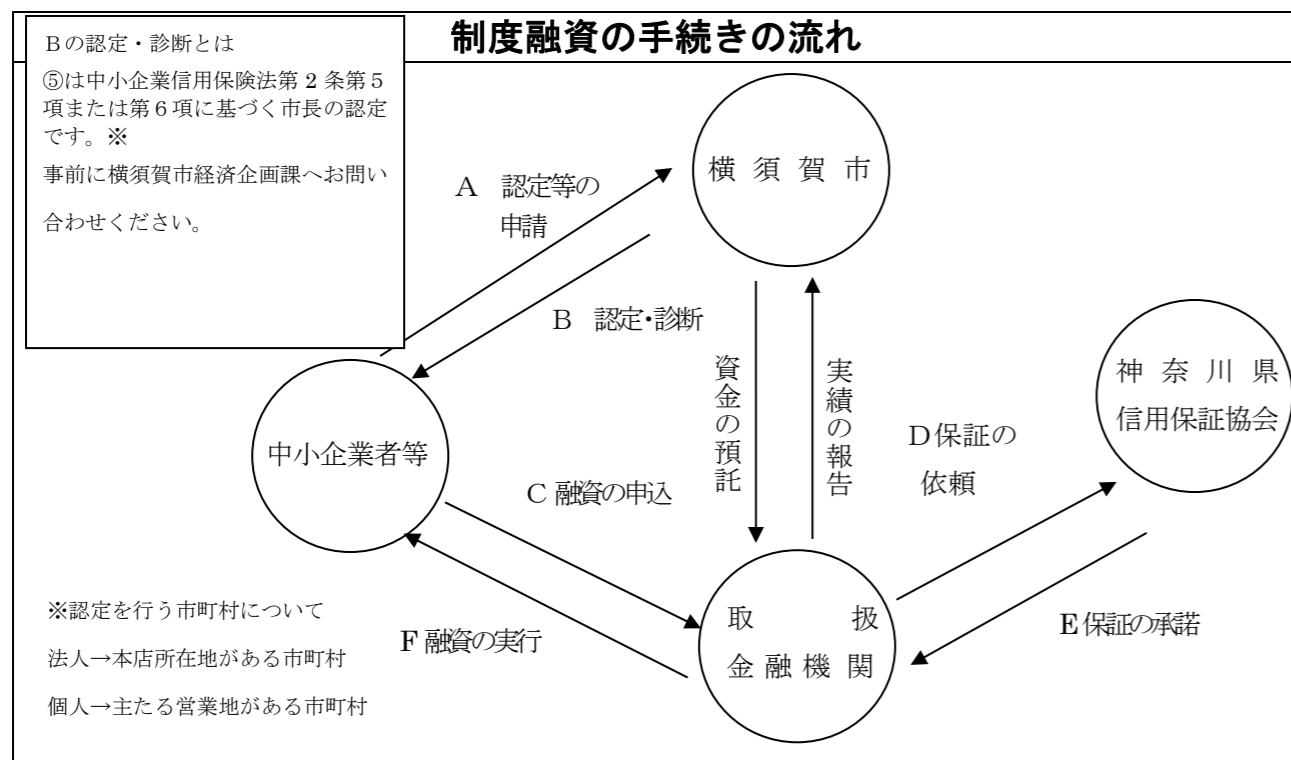


- ご利用いただける資金（利用範囲は市内での事業活動に必要な資金のみとなります）
次の8つの資金があります。

| 通常の申込みでご利用いただける資金 | | 申込時に事業計画書が必要な資金 | |
|-------------------|--|---|---|
| ①事業資金 | 運転あるいは設備への投資で利用できる一般的な資金です。 | ⑥商工業施設整備促進資金 <small>※産廃処理施設の設置に関する資金については事業計画書は不要です</small> | 設備資金を中心に、高額の投資を行う中小企業者のための資金です。 |
| ②経営支援資金 | 無担保で利用できる資金です。 | ⑦新分野事業振興特別資金 <small>※スタートアップ資金のうち、スタートアップ支援については事業計画書は不要です</small> | (スタートアップ資金) 新分野事業への進出やベンチャー企業を支援するための資金で、事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただける資金です。 |
| ③小規模企業特別小口資金 | 小規模企業者のための無担保で利用できる少額資金です。 | | (経営革新資金) ISOの認証取得や空き事業所に進出する中小企業者のための資金です。 |
| ④連鎖倒産防止資金 | 取引企業の倒産等により売掛金債権等が回収困難になっている中小企業者の経営の安定を図るための資金です。 | 下図での流れ | C⇒D⇒E⇒F |
| | | 事前に市の認定または診断が必要な資金 | |
| ⑧太陽光発電設備等設置資金 | 太陽光パネルもしくはそれと同時にLED照明を設置する際にご利用いただける資金です。 | ⑤経済変動対策資金 | 大型倒産や業況の悪化等で影響を受ける中小企業者の経営安定を図るための資金です。 |
| 下図での流れ | C⇒D⇒E⇒F | 下図での流れ | A⇒B⇒C⇒D⇒E⇒F |



融資の申込前の横須賀市長の認定・診断窓口

横須賀市経済部経済企画課（市役所本館1号館4階）

中小企業振興担当 TEL 046-822-9523

令和8年度 横須賀市中小企業制度融資

融資のしおり

横須賀市が指定する金融機関に一定の資金を預けて、中小企業者等の事業に必要な資金を提供する間接融資で、信用保証制度をご利用の場合は補助金も交付されます。

■ご利用いただける事業者（お申し込みのための要件）

- ①原則として同一事業の実績が1年以上であること
- ②市内で行う事業活動に必要な資金であること
- ③市内に事業所を設置している、もしくは新たに設置を予定している中小企業等であること
- ④中小企業信用保険法の保険対象業種に該当すること
農林漁業、娯楽業の一部、金融業、宗教法人等はご利用になれません。
- ⑤許認可及び登録を必要とする事業について、当該許認可及び登録を取得していること
- ⑥納期の到来している市税を完納していること
- ⑦事業の継続性や将来性から、返済計画に妥当性があること

※ お申し込み後、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。これらの審査の結果、融資が希望どおり実行されない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

■お申込みは金融機関（取扱金融機関）へ

横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、みずほ銀行、
神奈川銀行、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫

中小企業信用保証料補助制度

■信用保証協会の保証により横須賀市中小企業制度融資を受ける場合に、新たに支払った保証料に対して市が補助します（千円未満の端数切捨て）。

【補助率】 50%

【限度額】 1回につき20万円

※「⑧太陽光発電設備等設置資金」については、補助率100%で限度額は40万円です。

※過去3年度以内に、横須賀市が実施する「経営アドバイザー派遣事業補助金」を利用した事業者は、補助率100%で限度額は40万円です（「④連鎖倒産防止資金」を除く）。

※「④連鎖倒産防止資金」については、補助率100%で限度額はありません。

■補助申請手続

1. 取扱金融機関で、融資申込と同時に申請をしてください（用紙は取扱金融機関にあります）。
2. 申請書に基づき、信用保証協会へ保証料払込みの照会を行い、確認が取れたものから順次ご指定の口座に入金いたします。

融資の内容や認定・診断の手続等の詳しいことについては

横須賀市 経済部 経済企画課

TEL 046-822-9523

令和8年度横須賀市中小企業制度融資 資金一覧

(令和8年4月1日現在)

| 資金名 | | 対象者 | 使 途 | 融資限度額 (万円) | 貸付利率 (年利・固定金利) | 融資期間 (据置期間) | 担保・連帯保証人・信用保証 | 備 考 |
|-------------------------|-------------------|---|----------|---------------|---------------------------------------|---|--|--|
| ①事業資金 | 長期資金 | 中小企業者 ※1 協同組合等 ※2 | 運転 設備 | 8,000 | 2.6%以内 | 10年以内 (1年以内) ただし、 運転資金は 7年以内 (1年以内) | 担保・信用保証 必要に応じて金融機関が定める。※11 ただし、信用保証を付す場合の連帯保証人は、個人は原則不要です。 法人は必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 | ※1 資本金3億円(卸売業1億円、小売業・サービス業5千万円) 以下の法人、または、従業員300人(卸売業・サービス業100人、小売業50人)以下の法人(NPO法人含む)あるいは個人事業主。 ※2 事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、その他中小企業信用保険法の保険対象となる団体。 ※3 ア.この資金は責任共有制度対象除外(100%保証)となる全国統一保証制度の「小口零細企業保証制度」の対象。 イ.神奈川県信用保証協会以外の他の信用保証協会の利用分も含めた融資残高の合計が今回の融資額を加えても2,000万円以下であることが条件。 ウ.特別小口保険を利用する場合は別途納税要件を具備することが必要。 |
| | 短期資金 | | | | 1.7%以内 | 1年以内 | | |
| | 売掛債権担保 (個別保証) | | | 11,000 | 1年以内 (一括返済) | 担保 連帯保証人 売掛債権 個人は不要、法人は必要となる場合があります。ただし 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 信用保証 必要 | | |
| ②経営支援資金 | | 中小企業者 ※1 協同組合等 ※2 | 運転 設備 | 2,000 | 2.2%以内 | 7年以内 (6ヶ月以内) | 担保 連帯保証人 不要 個人は不要、法人は必要となる場合があります。ただし 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 信用保証 必要 | ※4 中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者〔従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人、個人事業主等〕あるいは同法同条同項に定める協同組合。 ※5 倒産等企業とは次のいずれかのことを言う。ただし、イ)～オ)については裁判所へ申立が「なされる」ことを前提に、債務整理を弁護士に委任し、弁護士の受任通知をもって申立ての代りとしてすることができる。 ア)手形、小切手等の不渡り事故を6カ月以内に2回繰り返す、金融機関との貸し出し取引停止処分を受けること。 イ)会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされること。 ウ)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされること。 エ)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされること。 オ)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされること。 売掛金債権等とは「売掛金債権その他経済産業省令で定める債権」とし、中小企業信用保険法施行規則第2条において、「前渡金返還請求権及び売掛金債権」と定められています。 ※6 債権額または1,000万円のいずれか少ない額 ※7 中小企業信用保険法第2条第5項または第6項にもとづく認定が必要です(次頁参照のこと)。 (当該資金は「セーフティネット保証」または「危機関連保証」を付す必要があります) ※8 金融機関と市に事業計画書を提出することが必要(次頁参照)。 ※9 商店街振興組合、商店街協同組合、その他任意の商店街団体。 ※10 金融機関と市に事業計画書を提出することが必要(スタートアップ支援は除く) ※11 保証を外せる要件については金融機関へ確認のこと。 |
| ③小規模企業特別小口資金 ※3 | | 小規模企業者 ※4 | 運転 設備 | 2,000 | 1.95%以内 | 10年以内 (6ヶ月以内) | 担保 連帯保証人 不要 個人は不要、法人は必要となる場合があります。ただし 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 信用保証 必要 | |
| ④連鎖倒産防止資金 | | 倒産等企業に対し回収困難となっている売掛金債権等を有している中小企業者 ※5 | 運転 | 1,000 ※6 | 1.6%以内 | 7年以内 (1年以内) | 担保 連帯保証人 必要に応じて金融機関が定める。 個人は不要、法人は必要となる場合があります。ただし 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 信用保証 必要 | |
| ⑤経済変動対策資金 ※7 | | 中小企業信用保険法第2条第5項または第6項の規定に該当する中小企業者 | 運転 設備 | 8,000 | 1.8%以内 | 10年以内 (1年以内) | 担保 連帯保証人 必要に応じて金融機関が定める。 個人は不要、法人は必要となる場合があります。ただし 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 信用保証 必要 | |
| ⑥商工業施設 整備促進資金 ※8 | 事業所改装・設備近代化 資金 | 融資を受けようとする際にその事業計画を策定・報告した中小企業者、協同組合等及び 商店街 ※9 | 設備 | 10,000 | 2.1%以内 ただし、 環境整備支援資 金は2.0%以内 | 10年以内 (1年以内) | 担保・信用保証 必要に応じて金融機関が定める。※11 ただし、信用保証を付す場合の連帯保証人は、個人は原則不要です。 法人は必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 | ※11 必要に応じて金融機関が定める。※11 ただし、信用保証を付す場合の連帯保証人は、個人は原則不要です。 法人は必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 |
| | 環境整備支援資金 | (高齢者・身体障害者のための施設整備) 高齢者・身体障害者のための施設整備を行う中小企業者及び協同組合等 (工場環境の改善のための施設整備) 現に市内で工場を操業し、緑化増進や景観改善等で工場環境の整備を行う中小企業者及び協同組合等 (公害防止のための施設整備) 公害防止に関し、改善の指導勧告を受けた中小企業及び協同組合等 | | | | | | |
| | 地盤沈下対策資金 | 久里浜工業団地内で地盤沈下により設備等を修復する必要があると認められる中小企業者 | | | | | | |
| | 産業廃棄物処理施設設置 資金 | 産業廃棄物処理施設や産業公害防止施設を設置するため、県の中小企業制度融資の中の 脱炭素(カーボンニュートラル)促進融資の貸付を受けたもの | | | | | | |
| ⑦新分野事業 振興特別資金 ※10 | スタートアップ資金 | (先端技術型) 産業構造の変化に対応して、研究開発事業の実施、事業活動の転換、改善を行おうとする 中小企業者及び協同組合等 (新技術等の事業化) 特許法・実用新案法等に係る技術を有し、事業化を図ろうとするもの (新分野進出支援) 今まで行ってきた事業の経験を生かして新たな分野へ進出しようとする中小企業者及び協 同組合等 (スタートアップ支援) 横須賀市の主催するスタートアップオー디션において入賞した事業者(創業者を除く) | 運転 設備 | 5,000 | 2.1%以内 | 8年以内 (6ヶ月以内) ただし、 運転資金は 7年以内 (6ヶ月以内) | 担保 連帯保証人 必要に応じて金融機関が定める。 個人は不要、法人は必要となる場合があります。ただし 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 信用保証 必要 | ※6 債権額または1,000万円のいずれか少ない額 ※7 中小企業信用保険法第2条第5項または第6項にもとづく認定が必要です(次頁参照のこと)。 (当該資金は「セーフティネット保証」または「危機関連保証」を付す必要があります) ※8 金融機関と市に事業計画書を提出することが必要(次頁参照)。 ※9 商店街振興組合、商店街協同組合、その他任意の商店街団体。 ※10 金融機関と市に事業計画書を提出することが必要(スタートアップ支援は除く) ※11 保証を外せる要件については金融機関へ確認のこと。 |
| | 経営革新資金 | (ISOシリーズ認証支援資金) ISO(国際標準化機構)の認証を得ようとする中小企業者及び協同組合等 (情報化推進支援資金) 情報化のためのコンサルタント利用や機器導入を含むシステム構築を行おうとする中小企業 及び協同組合等 (事業所流動化支援資金) 空き事業所に進出する中小企業者(市外業者も含む) | | | | | | |
| ⑧太陽光発電設備等設置資金 | | 太陽光パネル(蓄電池等付随する設備含む)若しくはそれと同時にLED照明を設置しようと する中小企業者及び協同組合等 | 設備 運転 | 3,000 | 2.4%以内 | 10年以内 (1年以内) ただし、 運転資金は 7年以内 (1年以内) | 担保・信用保証 必要に応じて金融機関が定める。※11 ただし、信用保証を付す場合の連帯保証人は、個人は原則不要です。 法人は必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 | |

◇返済方法は割賦返済です(①事業資金中、売掛債権担保を除く)。ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済も選択できます。